



柏の葉医療・研究開発地区の 都市計画の変更と決定について

都市計画提案制度の概要① ※都市計画法第21条の2に基づくもの



平成14年の都市計画法の改正により，土地所有者等が主体的かつ積極的に都市計画にかかわっていくことを可能とするために都市計画の提案制度が新しく創設

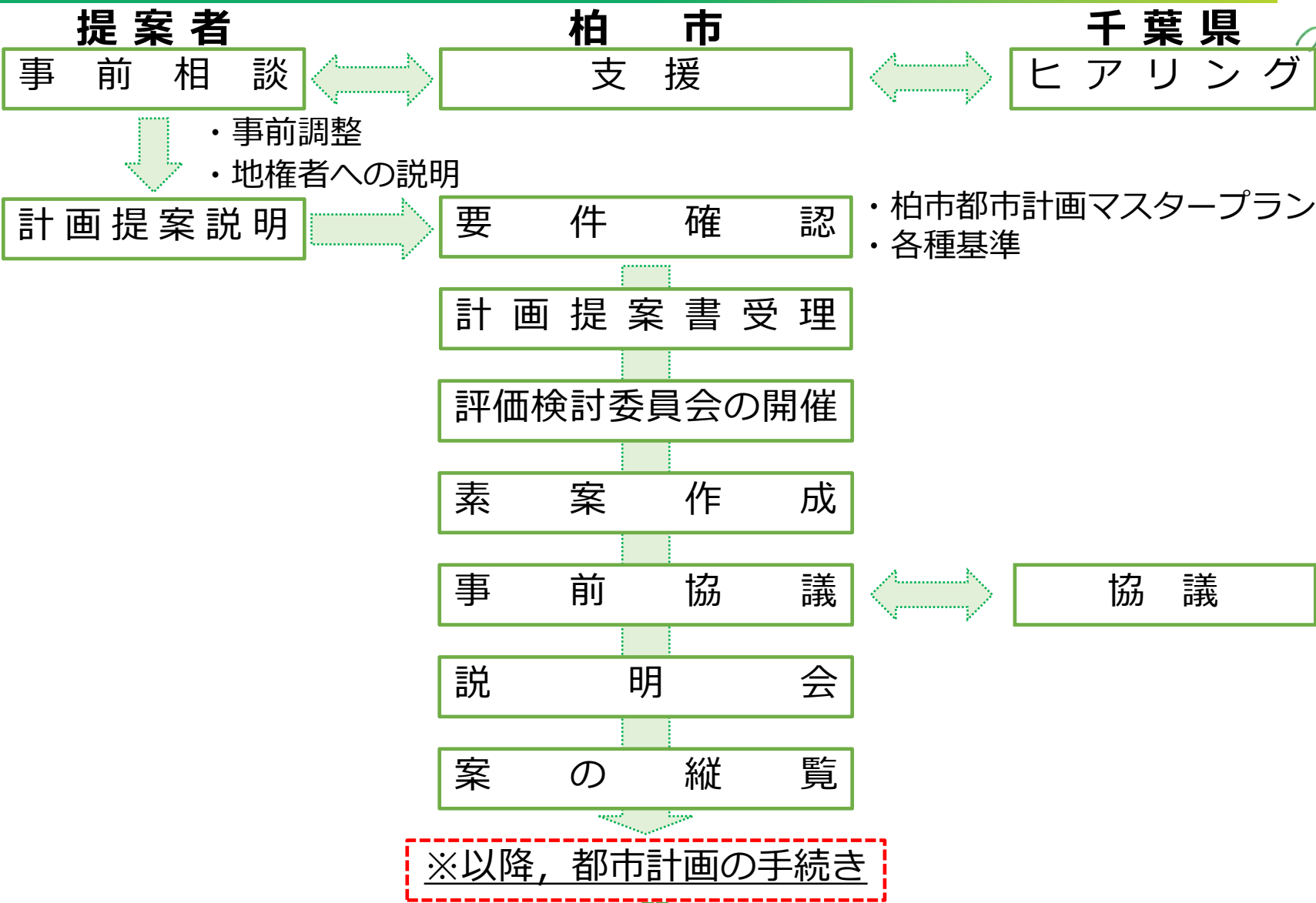
一定の条件を満たしたうえで，地方公共団体に都市計画の提案が可能

まちづくりや都市計画に対する，住民の関心を高め，主体的かつ積極的な住民参加を促し，行政と住民等が一体となったまちづくりを進めることができます。



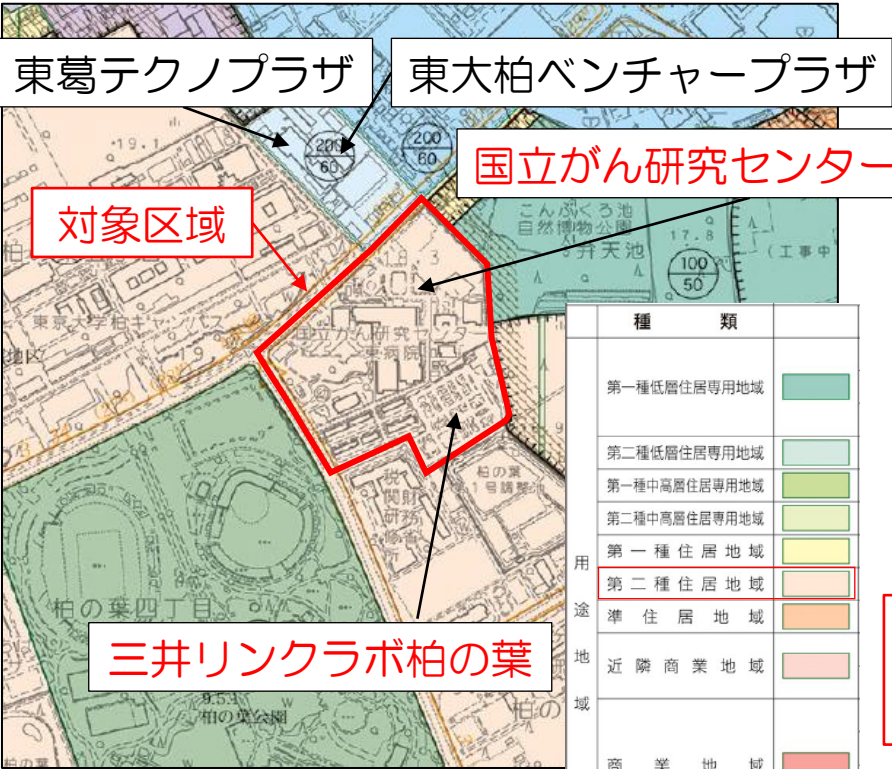
都市計画提案制度の概要②

※都市計画法第21条の2に基づくもの

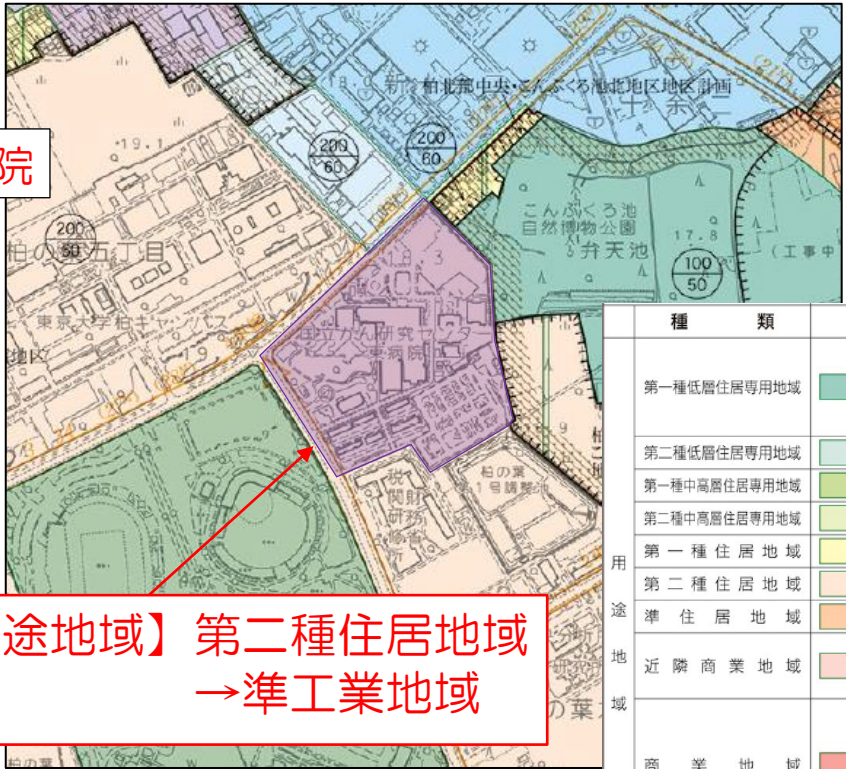




都市計画の変更と決定（変更：用途地域の変更について）



種 類	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



種 類	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

地区計画の変更と決定（決定：地区計画について）



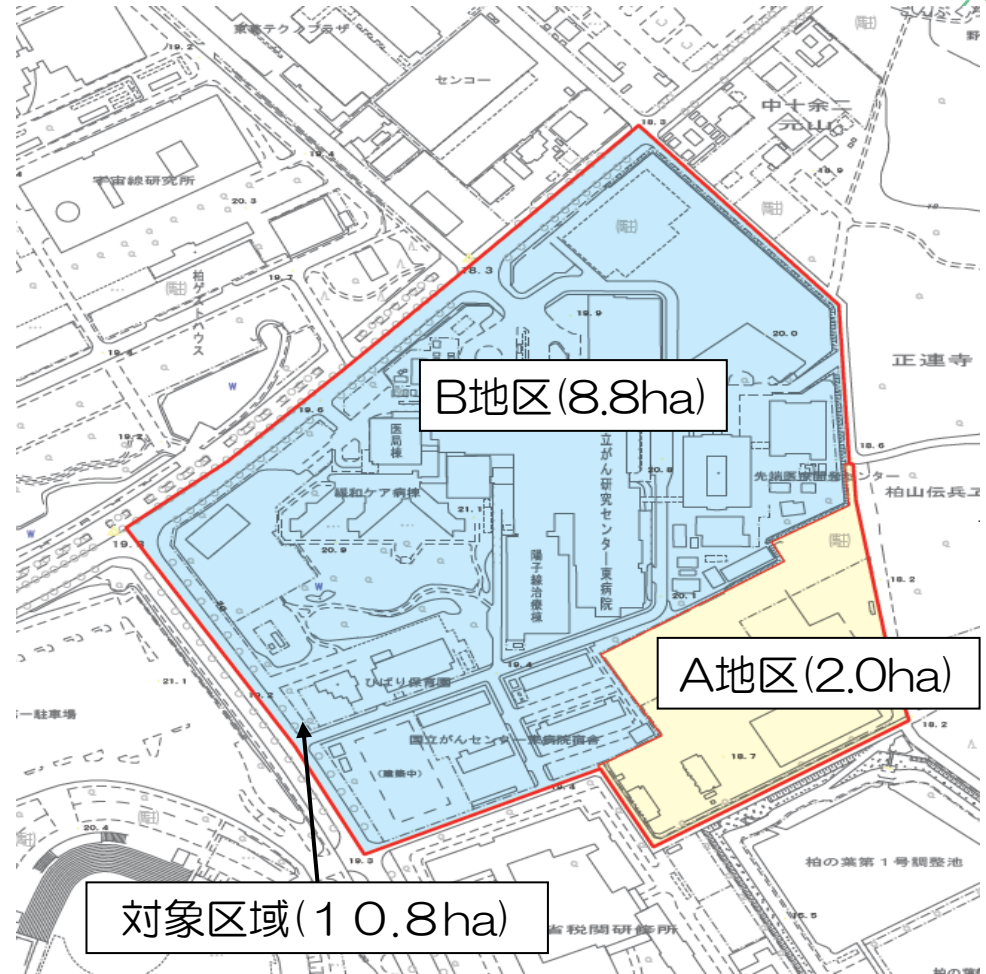
土地利用の方針

〈A地区〉周辺の環境との調和を図りながら、ライフサイエンスやAI・IoT・ビッグデータ等の企業や研究機関等中心に、良好な都市環境の形成を図る。

〈B地区〉周辺の環境との調和を図りながら、国立がん研究センターを中心に、関連する施設と連携する良好な都市環境の形成を図る。

建築物等の整備の方針

ライフサイエンスやAI・IoT・ビッグデータ等の企業や研究機関等が集積する研究開発拠点の形成しながら周辺の環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模、配置、意匠及び敷地の緑化等に留意して整備を行う。





今後のスケジュール

		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
用途地域・地区計画	評価検討委員会		■										
	県事前協議						■						
	説明会						■						
	案の概要の縦覧(用途地域)						■						
	原案の縦覧(地区計画)						■						
	公聴会(※)								■				
	法定縦覧									■			
	市都市計画審議会											■	
	法定協議											■	
	告示												■

(※) 公聴会について、公述の申出がある場合のみ開催